

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山 田 隆 弘

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 熊谷羽生線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>まで 同市池上字鶴巻四七番一地先</p>	<p>から 熊谷市上之字東覚四〇八六番一地先 同市池上字高橋七三二番二地先 まで</p>	<p>区 間</p>
<p>二七・五六 五九・一五</p>	<p>一〇・〇三 五九・一五</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一一一八・五五</p>	<p>一五四八・六五</p>	<p>延 長 (メートル)</p>
	<p>旧の一部は県道弥藤吾行田線として存置し、残区間を熊谷市に引き継ぐ。</p>	<p>備 考</p>